

こんなときは忘れずに手続きを！

	必要な手続き	申請窓口
20歳になったとき	厚生年金や共済組合に加入していない方や学生は、加入手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が、退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社 または 共済組合
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社 または 共済組合

第1号被保険者

自営業・学生・農林業・フリーター・無職の人など。

第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている妻または夫。

老齢基礎年金等の請求の手続き・相談

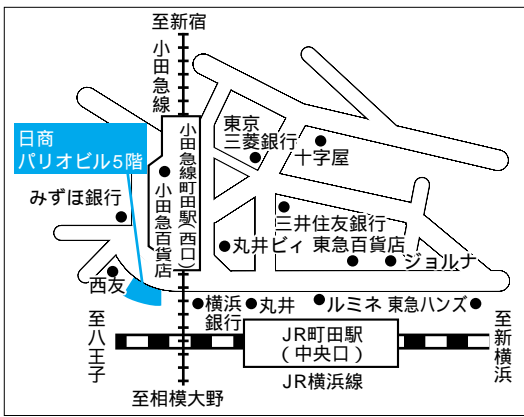
・国民年金第2号、第3号被保険者期間がなく、第1号被保険者期間のみで受給権のある方の老齢基礎年金	市役所国保年金課 または 各市民センター
・国民年金第1号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	市役所国保年金課
・国民年金第3号被保険者期間のある方、厚生年金等に加入していた期間のある方(退職時に精算した方も含む)の老齢基礎年金	八王子社会保険事務所 または 町田年金相談センター(下図参照)
・国民年金第3号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	

全ての年金は、受け取れる資格があっても、本人の請求がなければ支給されません。

第1号被保険者	市役所国保年金課 または各市民センター (八王子社会保険事務所から送付されます)
第2号被保険者	勤務先の会社等
第3号被保険者	八王子社会保険事務所 ☎0426・26・3511

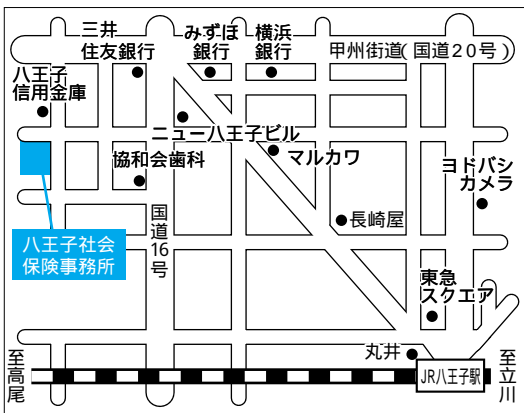
町田年金相談センター

〒194-0022 町田市森野1-15-13 日商パリオビル5階



八王子社会保険事務所

〒194-0075 八王子市南新町4-1 ☎0426・26・3511



年金手帳をなくしてしまったら

町田年金相談センターの業務内容

八王子社会保険事務所の業務内容

再交付することができます。ただし、被保険者の種類により手続き先が異なりますのでご注意ください(「左表」)。

国民年金特集

忘れていませんか 国民年金の手続き

保険料の納付方法は

国民年金保険料納付案内書(納付書)を使って、最寄りの金融機関・郵便局等で納めてください。市役所や各市民センターの窓口では納めることができませんし、納付書の発行もできません。納付書を紛失してしまった際には、八王子社会保険事務所にお問い合わせください。また、口座振替をご希望の場合は、直接、金融機関・郵便局等で、手続きをしてください。こちらのお問い合わせも八王子社会保険事務所まで。

☎0426・26・3511

年金制度は、高齢や障がいによって働けなくなったり、働き手を失ったときに所得保証を行う仕組みで、世代と世代を支え合う制度です。そのうち、国民年金は、自営業者・自由業者をはじめ、会社員や公務員に扶養されている配偶者、20歳以上の学生などが加入し、ひとりひとりが共通の基礎年金を受けられるように国が運営しています。しかしながら、必要な手続きがされていないと、「受け取る年金額が少なくなる」、「年金が全く受け取れなくなる」といったことがあります。必要な手続きがきちんとされているかどうか、この機会にご確認下さい。

問 国保年金課国民年金係 ☎724・2127

保険料免除 制度があります

前年の所得(収入)が少なく(一定の基準があります)、保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。免除には保険料の全額免除と半額免除制度があります。

申請は国保年金課もしくはお近くの市民センターで手続きできます。認め印と年金手帳をお持ちのうえおいで下さい(平成15年1月2日以降に町田市へ転入した方は、前年所得の確認できる書類も必要です)。

承認されると、年金の受給資格期間に計算されます。ただし、半額免除の承認を受けた期間は、半額免除料を納付しない限り未納期間となりますのでご注意ください。なお、老齢基礎年金額に関しては、全額免除承認期間は保険料を全額納めた場合の3分の1、半額免除承認期間は全額納めた場合の3分の2として計算されます。

学生納付特例 制度があります

免除承認期間は全額納めた場合の3分の2として計算されます。また、平成15年度の免除が承認された方は平成16年6月分までが対象となっております。それ以降も免除を希望される方は、再度申請が必要です。申請のあった月の前月分から免除対象期間となりますので7月以降お早めに申請をお願いいたします。

大学、専門学校等の学生で本人の前年中の所得が68万円(年収約133万円)以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請は、市役所国保年金課もしくはお近くの市民センターで手続きできます。学生証または在学証明書と認め印をお持ち下さい。郵送でも受け付けています。郵送の場合、学生証の写しか在学証明書を入済の申請書と同封し、国民年金課国民年金係までお送り下さい。申請書はホームページからダウンロードできます。

学生納付特例の承認期間は、受給資格期間に含まれますが、受給額には反映しません。ただし、承認されて10年以内であればさかのぼって納めることができます。

また、平成15年度の納付特例が承認された方で、16年度も納付特例を希望される方は、再度申請が必要です。4月以降お早めに申請して下さい。

特例は申請のあった月の前月分より承認され、承認されない期間は保険料を納めなくてはならない期間になります。申請忘れのないよう、ご注意ください。

3月市議会定例会を下記のとおり開催します

開会時間は午前10時です。 問 議会事務局 ☎724・2550

月	日	曜日	内 容
2	27	金	本会議(補正予算提案理由説明・質疑・表決) 議会運営委員会
1	月		本会議(議会構成)
2	火		本会議(議会構成)
3	水		本会議(施政方針・新年度市長提出議案提案理由説明)
8	月		本会議(一般質問)
9	火		本会議(一般質問)
10	水		本会議(一般質問)
3	11	木	一般質問予備日
12	金		本会議(質疑)
15	月		企画総務常任委員会・保健福祉常任委員会
16	火		企画総務常任委員会・保健福祉常任委員会
17	水		文教生活常任委員会・都市環境常任委員会
18	木		文教生活常任委員会・都市環境常任委員会
19	金		常任委員会予備日
26	金		本会議(表決)

会議の日程・時間等は変更になることがあります

尾根緑道

2004まちださくらまつり
4月3日(土)午前10時〜午後4時
4日(日)午前10時〜午後3時30分

問 2004町田市民さくら祭り実行委員会事務局 (商工観光課内、☎724・2129)

駐車場はありません。当日は神奈川中央交通の路線バス(増便があります)をご利用下さい。